

平成31年度「航空機特別整備業務請負契約」に係る見積合せ参加者の公募

平成31年2月8日
海上保安庁装備技術部
航空機課長 木下 敏和

次のとおり、見積合せ参加者を公募する。

1 公募の概要

本案件は、海上保安庁所属航空機の特別整備業務請負契約に係る見積合せに参加を希望する者を公募するもの。

なお、参加を希望する者は、下記3の参加要件を満たしていることを確認するため、下記5により配布する公募要領に従って見積合せ参加申請書等を提出すること。

2 案件の概要等

(1) 案件の概要

海上保安庁所属航空機の耐空性を維持することを目的とした次の機種の整備等。

- ① 航空機特別整備（ボンバル300）その1
- ② 航空機特別整備（ボンバル300）その2
- ③ 航空機特別整備（サーブ340）
- ④ 航空機特別整備（シコルスキー76）
- ⑤ 航空機特別整備（ベル412）

(2) 整備期間 平成31年度（契約日～平成32年3月31日）

(3) 契約予定日 平成31年4月1日

3 参加要件

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 海上保安庁次長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等（車両整備）」のA～D等級のいずれかに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
また、平成31・32・33年度の前記資格の申込みをする旨を記載した書面を提出するものとし（書式は問わない）、資格決定の際は速やかに資格審査結果通知書の写を提出すること。
- (4) 社内内規等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。
- (5) 本邦内で特別整備が実施できること。
- (6) 航空機製造事業法第2条の2に規定する事業の許可又は同法第2条の8に規定する事業の区分の変更について経済産業大臣の許可を受けていること。
- (7) 航空機製造事業法第9条に規定する修理の方法について、経済産業大臣の認可を受けていること。
- (8) 航空法第20条第1項第3号及び第4号の認定を受けていること。
- (9) 製造者等が発行する最新の技術資料（整備マニュアル等）を備えていること。
- (10) 原則、年間を通じた整備実施体制が整っていること。

4 応募方法

下記5により配布する公募要領のとおり。

5 公募要領の配布期間及び見積合せ参加申請書等の提出期限

(1) 公募要領の配布期間

平成31年2月8日～平成31年2月22日

(2) 見積合せ参加申請書等の提出期限

平成31年2月22日 17時00分

6 公募要領の配布場所、見積合せ参加申請書等の提出先及び問い合わせ先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁 装備技術部 航空機課調査係 担当：大屋

電話：03-3591-6361（内線 4610）

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加資格の有無の結果は、平成31年2月26日までに支出負担行為担当官海上保安庁次長から文書等により通知する。